

地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センター公告

令和6年度における地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センターの受変電設備その他改修工事の請負契約について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和6年4月25日

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
理事長 小林 哲彦

1 入札に付する事項

- (1) 名称
受変電設備その他改修工事
- (2) 仕様等
仕様書による
- (3) 納入期限
契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 納入場所
大阪府大阪市城東区森之宮1-6-50
地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。
- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (8) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所及び大阪府並びに大阪市との契約において、入札談合等の不正行為があつたとして損害賠償請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。
- (9) 高圧または特別高圧の電気設備改修工事について、平成26年4月1日からこの公告の日までの間に、契約を締結して履行を完了した実績を有していること。
- (10) 管理技術者及び主任技術者（電気）をそれぞれ1名ずつ配置できること。
- (11) 管理技術者及び主任技術者は受託者と3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、下記資格を有するものとする。
- ア 管理技術者
　一級電気工事施工管理技士又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- イ 主任技術者（電気）
　電気主任技術者、建築設備士、二級電気工事施工管理技士または第1種電気工事士又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- (12) 令和6年度大阪府建設工事入札参加登録業種資格者名簿中、「電気工事・電気設備工事」等級Aに登録をされている者であること。
　なお、その登録をされていない者であって、本件入札に参加を希望するものは、次により資格審査を申請することができる。
- ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先

〒540-0008 大阪市中央区大手前3丁目1-88 分館6号館1階
大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ

イ 申請の方法

詳細は、大阪府電子調達システムの説明による。

3 入札参加資格確認手続

- (1) 入札参加資格審査申請書類、入札説明書、仕様書、契約条項等の交付

ア 交付期間

令和6年4月25日から令和6年5月30日まで

イ 交付方法

(地独) 大阪産業技術研究所のホームページ（森之宮センター）に掲載するので、そちらからダウンロードすること。
(<https://orist.jp/>)

- (2) 入札参加資格申請書類の提出

ア 提出期間

令和6年4月25日から令和6年5月30日まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前10時から午後5時までとする。

イ 提出場所

大阪府大阪市城東区森之宮1-6-50

地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センター 総務部 (TEL: 06-6963-8004)

ウ 提出方法

提出書類は持参若しくは郵送とし、電送による申請は認めない。

なお、郵送の場合は書留にて期限内に必着すること。

- (3) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、令和6年6月6日に入札参加資格確認結果を電子メールにより通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札執行日時

令和6年6月12日 午前11時00分

- (2) 入札執行場所

大阪府大阪市城東区森之宮1-6-50

地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センター 4階小講堂

- (3) その他

入札書は、入札参加資格者（代理人含む。）が持参するものとし、郵送及び電送による入札は認めない。

5 その他

(1) 入札保証金

入札保証金は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第9条の規定に該当する場合は免除とする。

(2) 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者とした入札、最低制限価格を設定した入札については最低制限価格に達しない価格でした入札、再度の入札については、前回最低入札価格以上の価格でした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成

契約書を作成する。

(4) 落札者の決定方法

地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第11条の規定により定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 誓約書の提出

地方独立行政法人大阪産業技術研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に定める暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

(6) 契約保証金

落札者は、契約を締結するまでに、契約保証金を納付しなければならない。ただし、法人が示す条件に該当するときは、その全部又は一部の納付を免除する。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。